

様式第 1 号（第 3 条関係）

審査基準整理票

処分名	障害児相談支援給付費の支給の決定		
根拠法令名	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	（条項）第 24 条の 26	
基準法令名	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）	（条項）第 24 条の 26	
	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）	（条項）第 25 条の 26 の 3	
	障害児通所給付費に係る支給決定事務等について		
所管部署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係		
標準処理期間	60 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 障害児相談支援給付費の支給決定は、児童福祉法第 24 条の 26 及び同法同法施行規則第 25 条の 26 の 3、障害児通所給付費に係る支給決定事務等についてを基準とする。 参考 【根拠法令】 第二十一条の五の七 市町村は、前条第一項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の内閣府令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第三十三条の二十三の二第一項第二号において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。 【基準法令】 別紙のとおり			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。